

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第22号

令和3年3月21日執行の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の不在者投票を行う場所等を次のとおり定める。

令和3年3月7日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

場所	投票のできる期間	投票ができる時間	備考
稲毛区役所 3階 選挙管理委員会事務局	令和3年3月8日 から 令和3年3月20日 まで	午前8時30分 から 午後8時00分 まで	
イオン稲毛店 4階 文化ホール	令和3年3月8日 から 令和3年3月20日 まで	午前9時00分 から 午後8時00分 まで	稲毛区の選挙人名簿に登載されている 18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。